町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)3月10日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例(平成12年1月町田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表103の項の次に次のように加える。

- 103の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料(非住宅部分(同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合)
- 1件につき 当該部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる額
- ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
- イ 2,000平方メートル以上5,0 00平方メートル未満のもの 80, 400円
- ウ 5,000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 1 28,000円
- エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの161,000円
- オ 25,000平方メートル以上のも の 201,000円
- 103の3 建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第12条第 1項又は第13条第2項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能適合 性判定に関する手数料(非住宅部分の
- 1件につき 次のア及びイに掲げる場 合の区分に応じ、次に掲げる額
- ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28 年経済産業省・国土交通省令第1号。

用途が工場等のみでない場合)

以下この項、114の項及び115の 項において「省令」という。)第1条 第1項第1号イに規定する一次エネ ルギー消費量(以下この項及び115 の項において「一次エネルギー消費 量」という。) の算出に用いるべき標 準的な建築物及び省令第10条第1 号イ(1)に規定する屋内周囲空間の 年間熱負荷(以下この項において「屋 内周囲空間の年間熱負荷」という。) の算出に用いるべきものとして国土 交通大臣が定める建築物を用いて評 価する方法をいう。103の5の項、 107の項、111の項及び115の 3の項において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に 掲げる額

- (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- (2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの235,700円
- (3)5,000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 309,000円

- (4) 10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 371,000円
- (5) 25,000平方メートル以上の もの 435,000円
- イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。103の5の項、107の項、111の項及び115の3の項において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額
  - (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
  - (2) 2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの523,700円
  - (3)5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの646,000円
- (4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの763,000円
- (5) 25,000平方メートル以上の

もの 871,000円

103の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料(非住宅部分の用途が工場等のみの場合)

1件につき 当該部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる額

ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの113,000円

オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円

103の5 建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第12条第 2項又は第13条第3項の規定に基 づく建築物エネルギー消費性能確保 計画の変更に係る建築物エネルギー 消費性能適合性判定に関する手数料 (非住宅部分の用途が工場等のみで ない場合)

1件につき 次のア及びイに掲げる場 合の区分に応じ、次に掲げる額

ア モデル建物法による場合 当該部 分の床面積の合計に応じ、次に掲げる 額

(1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

- (2) 2, 000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの165, 100円
- (3)5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの216,000円
- (4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (5) 25,000平方メートル以上の もの 305,000円
- イ 標準入力法等による場合 当該部 分の床面積の合計に応じ、次に掲げる 額
  - (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの366,700円
- (3)5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの453,000円
- (4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの535,000円

(5) 25,000平方メートル以上の もの 610,000円

別表104の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同表105の項中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)」を削り、同表107の項中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び115の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)」及び「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)」を削り、同表115の項の次に次のように加える。

1 1 5 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 2 8 年国土交通省令第 5 号)第 1 1 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみの場合)

1件につき 当該部分の床面積の合計に 応じ、次に掲げる額

ア 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 19,10 0円

イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 9

 0,000円

 エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 11

 3,000円

 オ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円

115の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)

1件につき 次のア及びイに掲げる場合 の区分に応じ、次に掲げる額

- ア モデル建物法による場合 当該部分 の床面積の合計に応じ、次に掲げる額
- (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
  - (2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
  - (3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
  - (4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
  - (5) 25, 000平方メートル以上の もの 305, 000円
- イ 標準入力法等による場合 当該部分

の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (2) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (3) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの535,000円
- (5) 25, 000平方メートル以上の もの 610,000円

別表中備考10を備考13とし、備考9を備考12とし、備考8を備考11とし、同表備考7中「104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同備考を同表備考10とし、同表備考6中「104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同備考を同表備考9とし、同表備考5中「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」の次に「(以下「認定申請手数料等」という。)」を加え、同備考を同表備考8とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能 適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建 築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は115の2の項及び115の3 の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手 数料(以下「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住 宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者 のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合 計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する 特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用さ れる特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築 又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
名称 金額	名称金額
略略	略略
略 103の2 建築物 のエネルギー消費 性能の向上に関する法律(平成27 年法律第53号) 第12条第1項又 は第13条第2項 の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能適合性判定 に関する手数料 (非住宅部分(同 法第11条第1項 に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のの理施設をいう。以下同じ。)のみの場合)  103の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の表 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の規定に基 第2項の表 第2回の表 第2回の表 第2回の	

トル未満のもの
件を基に算定した 一次エネルギー消 費量及び屋内周囲 空間の年間熱負荷 を用いて評価する

改了	E後	改正前	
	の床面積の合計に応じ、次に掲げる額         (1)       300平方         メートル以上2,       000平方メートル未満のもの         トル未満のもの       367,100円         円       (2)       2,000平方メートル以上5,000平方メートルよ満のもの523,700円         (3)       5,000平方メートル以上10,000平方メートルよの646,00円       4)       10,00         平方メートルよ満のもの646,00円       (4)       10,00       平方メートルル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの763,000円       (5)       25,00         平方メートル以上のもの8       71,000円       1件につきの床面積の合計に		
性能の向上に関す る法律第12条第 2項又は第13条	<u>応じ、次に掲げる額</u> ア 300平方メー トル以上2,000		
第3項の規定に基 づく建築物エネル ギー消費性能確保			

可 田 市 手 級 科 条 例 新 旧 对 。	正後	改正前
	<u> </u>	
計画の変更に係る		
建築物エネルギー		
消費性能適合性判		
定に関する手数料	満のもの 56,4	
(非住宅部分の用	00円	
途が工場等のみの	<u>ウ 5,000平方メ</u>	
場合)_	<u>ートル以上10,0</u>	
	00平方メートル	
	<u>未満のもの 90,</u>	
	000円	
	工 10,000平方	
	メートル以上25,	
	000平方メート	
	<u>ル未満のもの 1</u>	
	13,000円	
	<u>才 25,000平方</u>	
	メートル以上のも	
	<u>Ø 141,000</u>	
	円	
103の5 建築物	1件につき 次のア	
のエネルギー消費	及びイに掲げる場合	
性能の向上に関す	の区分に応じ、次に掲	
る法律第12条第	げる額	
2項又は第13条	ア モデル建物法に	
第3項の規定に基	よる場合 当該部	
づく建築物エネル	分の床面積の合計	
ギー消費性能確保	に応じ、次に掲げる	
計画の変更に係る	<u>額</u>	
建築物エネルギー	(1) 300平方	
消費性能適合性判	<u>メートル以上2,</u>	
定に関する手数料	000平方メー	
(非住宅部分の用	トル未満のもの	
途が工場等のみで	102,100	
ない場合)_	<u>円</u>	
	(2) 2, 000	
	平方メートル以	
	<u>上5,000平方</u>	
	メートル未満の	

改正後		改	正前	
	方メートル未満のもの 453,000円(4) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円(5) 25,000平方メートル以上のもの 610,000円			
104 本の集費関数併掲しすが出り1てさとて一る4 が向第規物性す料せげて書定さ5の「れい、戸と建一に0にネ向認当同基るとるた項ま合い。該で、物費す第づギ計申申各にとての合らにが場に築宅物費す第でギ計申申各にとての合らにが場に築宅は、1 は	1件につき 5,100円	104 本の性のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	1件につき 0円	5, 10

改正後 改正前 105 建築物のエ 1件につき 次のア 105 建築物のエ 1件につき 次のア ネルギー消費性能 からウまでに掲げる ネルギー消費性能 からウまでに掲げる の向上に関する法 の向上に関する法 場合の区分に応じ、次 場合の区分に応じ、次 律第30条第1項 に掲げる額 律第30条第1項 に掲げる額 の規定に基づく建 ア・イ 略 の規定に基づく建 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申 築物エネルギー消 築物エネルギー消 ウ 一の建築物の申 請の場合(非住宅部 費性能向上計画に 請の場合(非住宅部 費性能向上計画に 関する認定申請手 分) 当該部分の床 関する認定申請手 分(建築物のエネル 数料(適合性が確 面積の合計に応じ、 数料(適合性が確 ギー消費性能の向 認されている場合 次に掲げる額 認されている場合 上に関する法律第 において、当該建 において、当該建 11条第1項に規 築物が一戸建て住 築物が一戸建て住 定する非住宅部分 宅以外のものであ 宅以外のものであ をいう。以下同 るとき。) るとき。) じ。)) 当該部分 の床面積の合計に 応じ、次に掲げる額  $(1) \sim (6)$  $(1) \sim (6)$ 略 略 略 略 略 107 建築物のエ 1件につき 次のア 107 建築物のエ 1件につき 次のア ネルギー消費性能 | からエまでに掲げる ネルギー消費性能 からエまでに掲げる の向上に関する法 場合の区分に応じ、次 の向上に関する法 場合の区分に応じ、次 律第30条第1項 律第30条第1項 に掲げる額 に掲げる額 の規定に基づく建 ア・イ 略 の規定に基づく建 ア・イ 略 築物エネルギー消 ウ 一の建築物の申 築物エネルギー消 ウ 一の建築物の申 請の場合(非住宅部 費性能向上計画に 費性能向上計画に 請の場合(非住宅部 関する認定申請手 分についてモデル 関する認定申請手 分についてモデル 数料(適合性が確 建物法による場合) 数料(適合性が確 建物法(建築物エネ 認されている場合 認されている場合 当該部分の床面 ルギー消費性能基 以外の場合におい 積の合計に応じ、次 以外の場合におい 準等を定める省令 に掲げる額 て、当該建築物が (平成28年経済産 て、当該建築物が 一戸建て住宅以外 一戸建て住宅以外 業省 · 国土交通省令 のものであると のものであると 第1号。以下この き。) き。) 項、114の項及び <u>115の項におい</u> て「省令」という。) 第1条第1項第1 <u>号イに規定する一</u>

改	正後	改〕	E前
	(1)~(6) の建築物の中部 分は等による場合 かのは、では、 がのは、 がのは、 では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の		次量では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

改工	<del></del> 正後		改正前
	(1)~(6) 略		床面積の合計に応 じ、次に掲げる額 (1)~(6) 略
略 115の2 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土 交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物工・選挙性能な変更に関する証明する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみの場合)	略1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額ア 300平方メートル以上2,000	略	略
	メートル以上のも の 141,000 円1件につき 次のア 及びイに掲げる場合 の区分に応じ、次に掲げる額 ア モデル建物法に よる場合 当該部		

改正後	改正前	
ボー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)       (1) 30(0 メートル以の00 平方メート上5,00(0 メートル未着の16 00円(3) 5,(0 平方メート上10,00 方メートル未もの16 00円(4) 10,0 でもの2 000円(4) 10,0 でカメートル高のもの2 000円(4) 10,0 でア方メート満のものののののののでである。         (5) 25,(0 平方メート流のもの2 000円(4) 10,0 でア方メート流のもののののののののでである。       (5) 25,(0 平方メート流のもののである。         (5) 25,(0 平方メート流のもののである。       (5) 25,(0 平方メート流んでに、次に打造していた。         (6) 25,(0 平方メートがはからないます。       (1) 30(0 メートル以のよった。	5   1   1   1   1   1   1   1   1   1	

改正後	改正前
000平方メートル未満のもの         257,100         円         (2) 2,000         平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,7         シの円         (3) 5,000         平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円         (4) 10,00         0平方メートル以上25,000         平方メートル未満のもの 53         5,000円         (5) 25,00         0平方メートル以上のもの 6         10,000円	
略 略	略 - 略

## 備考

 $1\sim4$  略

5 103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の性判定手数料又は115の2の項及び115の3の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料(以

備考

 $1\sim4$  略

下「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律施行令(平成28年政令第8 号)第4条第1項に規定する内部に間仕 切壁又は戸を有しない階又はその一部で あって、その床面積に対する常時外気に 開放された開口部の面積の合計の割合が 20分の1以上であるものに該当する部 分を有する建築物の適合性判定手数料等 の額は、当該部分を含む非住宅部分の床 面積の合計により算出した額とする。
- 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第11条第1項に規定する特 定建築行為に該当する増築又は改築(同 法附則第3条第1項の規定が適用される 特定増改築を除く。)を行う場合の適合 性判定手数料等の額は、当該増築又は改 築に係る部分の床面積の合計に応じて算 出した額とする。
- 8 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下「認定申請手数料等」という。)について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 9 <u>認定申請手数料等</u>について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数
- 5 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 6 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費

改正後	改正前
料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。	性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
10 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。	7 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
<u>11</u> 略 <u>12</u> 略	<u>8</u> 略 <u>9</u> 略
<u>13</u> 略	<u>10</u> 略